

大分県災害対策本部等運営要綱

平成17年	8月25日	制定
平成18年	4月1日	一部改正
平成22年	5月28日	一部改正
平成25年	4月1日	一部改正
平成25年	8月30日	一部改正
平成26年	4月1日	一部改正
平成26年	7月24日	一部改正
平成27年	11月4日	一部改正
平成28年	3月22日	一部改正
平成28年	7月4日	一部改正
平成29年	4月1日	一部改正
平成30年	4月1日	一部改正
平成31年	4月1日	一部改正
平成31年	4月26日	一部改正
令和2年	4月1日	一部改正
令和3年	4月1日	一部改正
令和4年	4月1日	一部改正
令和5年	4月1日	一部改正
令和5年	5月15日	一部改正
令和6年	4月1日	一部改正

大分県災害対策本部等運営要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 災害対策連絡室（第6条－第17条）
- 第3章 災害警戒本部（第18条－第33条）
- 第4章 災害対策本部（第34条－第44条）
- 第5章 雑則（第45条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、自然災害、事故災害その他の災害の発生時等における災害応急対策を、総合的かつ統一的に処理するために必要な事項を定める。

（災害対策事務の処理原則）

第2条 災害対策事務は、原則として他のすべての事務に優先し、迅速かつ的確に処理するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）その他関係法令の規定によるもののほか、大分県地域防災計画、大分県石油コンビナート等防災計画、大分県ヘリコプター運用調整所活動要領及び原子力災害対策に関する各種実施要領及び大分県災害時多言語情報センター運営要領並びにこの要綱の定めるところにより処理しなければならない。

（活動体制の原則）

第3条 自然災害や事故災害等が発生し、又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速

かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置されない場合には、災害の種類及び規模等に応じ災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置し、災害応急対策等所要の措置を講ずる。

(防災連絡員の配置)

第4条 災害対策事務に関する連絡調整を行うため、各所属に防災連絡員を置く。

- 2 防災連絡員は、原則として庶務を担当する班又は係を総括する職員をもって充てる。
- 3 防災連絡員は、勤務時間外においても常時その連絡方法を明らかにしておかなければならない。

(執務体制)

第5条 災害対策事務を処理する執務体制は、準備体制、警戒体制及び非常体制とする。

- 2 準備体制は、災害対策連絡室の執務体制とし、災害の状況に応じてすみやかに災害警戒本部又は災害対策本部の設置に移行できる体制とする。
- 3 警戒体制は、災害警戒本部の執務体制とし、災害の状況に応じてすみやかに災害対策本部の設置に移行できる体制とする。
- 4 非常体制は、災害対策本部の執務体制とする。

第2章 災害対策連絡室

(災害対策連絡室の設置)

第6条 生活環境部防災局防災対策企画課長又は危機管理室長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する必要があると認めるときは、大分県災害対策連絡室（以下「連絡室」という。）を県庁舎本館の大分県防災センター（以下「防災センター」という。）に設置する。

2 前項の規定に基づく連絡室の設置は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 大分地方気象台が県の全域又は一部の地域に気象業務法の警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮）を発表したとき。
- (2) 福岡管区気象台が県内で震度4を観測し、発表したとき。
- (3) 福岡管区気象台が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に津波注意報を発表したとき。
- (4) 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）を発表したとき。
- (5) 福岡管区気象台が由布岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火口周辺警報を発表したとき。
- (6) その他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (7) 海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (8) 近隣県の原子力発電所において事故等が発生し、異常事態の連絡を受けた場合で、情報収集・連絡体制をとる必要があるとき。
- (9) その他、特に必要と認めるとき。

(連絡室の所掌事務)

第7条 連絡室は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 市町村等の対処態勢・活動状況の把握に関すること。
- (3) 関係機関等に対する災害対策上の通報に関すること。
- (4) その他、特に必要な事項に関すること。

(連絡室の要員)

第8条 連絡室に、室長、副室長及び室員を置く。

- 2 室長は、第6条第2項(1)から(6)に該当する場合は防災対策企画課長を、同条同項(7)から(9)に該

当する場合は危機管理室長をもって充てる。

- 3 副室長は、第6条第2項(1)から(6)に該当する場合は危機管理室長、同条同項(7)から(9)に該当する場合は防災対策企画課長、消防保安室長、防災対策企画課参事及び危機対策監をもって充て、室長に事故等あるときは、このうちいずれか1名が、その職務を代理する。
- 4 室員は、次の防災局要員及び防災関係課要員をもって充てる。

(1) 防災センターで災害対策事務に従事する要員

A体制（暴風、暴風雪警報の場合）

防災対策企画課・危機管理室・消防保安室・別表第1に掲げる情報収集班（防災対策企画課、危機管理室、消防保安室及び警察本部を除く。）を構成する課室6名、道路建設課・道路保全課1名、河川課1名、砂防課1名、警備運用課1名（10名）

なお、道路建設課・道路保全課、河川課、砂防課、警備運用課の要員は室長の指示により執務室で災害対策事務に従事することができる。

B体制（暴風、暴風雪警報以外の場合）

防災対策企画課・危機管理室・消防保安室・別表第1に掲げる情報収集班（危機管理室、消防保安室及び警察本部を除く。）を構成する課室6名、農地・農村整備課1名、森林保全課1名、道路建設課・道路保全課1名、河川課1名、砂防課1名、警備運用課1名（12名）

なお、農地・農村整備課、森林保全課、道路建設課・道路保全課、河川課、砂防課、警備運用課の要員は室長の指示により執務室で災害対策事務に従事することができる。

また、第6条第2項(8)に該当する場合は、医療政策課1名、薬務室1名、健康政策・感染症対策課1名、食品・生活衛生課1名、環境保全課1名を加える。

(2) 室長の指示により、必要に応じて防災センターで災害対策事務に従事する要員

行政企画課1名、政策企画課1名、広報広聴課1名、福祉保健企画課1名、生活環境企画課1名、商工観光労働企画課1名、農林水産企画課1名、土木建築企画課1名、会計課1名、企業局総務課1名、病院局大分県立病院事務局総務経営課1名、教育庁教育改革・企画課1名（12名）

- 5 室長は、災害の状況に応じて室員を増減員することができる。

(連絡室の要員の参集)

第9条 前条第4項(1)に定める要員は、防災センターに参集する。

- 2 前条第4項(2)に定める要員は、各部局の判断により、各所属に参集する。ただし、室長の指示があるときは、防災センターに参集する。

(各部局の対応)

第10条 大分県部等設置条例(昭和27年大分県条例第71号)により設置された部、会計管理局、企業局、病院局、教育庁及び警察本部（以下「部局」という。）の長（以下「部局長」という。）は、災害の状況に応じて別途要員を配置し、災害応急対策を行う。

- 2 部局長はあらかじめ、部局の体制及び要員等必要な事項について定める。

(地区連絡室の設置)

第11条 振興局長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する必要があると認めるときは、当該振興局に地区災害対策連絡室（以下「地区連絡室」という。）を設置する。

- 2 前項の規定に基づく地区連絡室の設置は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 大分地方気象台が当該振興局の管内（以下「管内」という。）に気象業務法の警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮）を発表したとき。
- (2) 福岡管区気象台が管内で震度4を観測し、発表したとき。
- (3) 福岡管区気象台が管内に津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に係る津波注意報を発表したとき。
- (4) 福岡管区気象台が管内に九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火口周辺警報（噴火警戒レベル2又は3）を発表したとき。
- (5) 福岡管区気象台が由布岳に係る火山の状況に関する解説情報（臨時）又は火口周辺警報を発表したとき。
- (6) 管内にその他異常な自然現象等により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対

策を実施する必要があるとき。

- (7) 管内に海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (8) 連絡室長が必要と認めるとき。
- (9) その他、特に必要と認めるとき。

(地区連絡室の所掌事務)

第12条 地区連絡室は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 地区内の地方機関の所掌事務に関する災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 地区内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握に関すること。
- (3) 連絡室との連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(地区連絡室の要員)

第13条 地区連絡室に、地区室長、地区副室長及び地区室員を置く。

- 2 地区室長は、振興局次長をもって充てる。ただし、振興局次長が不在の場合は、振興局部長がその職務を代理する。
- 3 地区副室長は、振興局部長（部長を2人以上置く場合は、振興局長が指名する者）をもって充てる。
- 4 地区室員は、当該地区の次の地方機関の職員をもって充てる。
A体制 振興局1名（暴風、暴風雪警報及び津波注意報の場合）、土木事務所1名（土木事務所にあつては、所管する区域に第11条第2項に該当する事象が発生した場合に充てる。）（計2～4名）
B体制 振興局3名（暴風、暴風雪警報以外の警報の場合）、土木事務所1名（土木事務所にあつては、所管する区域に第11条第2項に該当する事象が発生した場合に充てる。）（計4～6名）
- 5 地区室長は、災害の状況に応じて室員を増減員することができる。

(地区連絡室の要員の参集)

第14条 前条第4項に定める要員は、各所属に参集する。

(地方機関の対応)

第15条 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行う。

- 2 地方機関の長はあらかじめ、地方機関の体制及び要員等必要な事項について定める。

(要員の確保)

第16条 連絡室及び地区連絡室の要員の確保は、次の方法により行う。

- (1) 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話により行う。
- (2) 勤務時間外は、電話等によりあらかじめ定められた防災連絡員を通じて行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、要員は、第6条第2項及び第11条第2項に該当する事象が発生しそれを知り得た場合は、動員・配備の連絡を待たず、直ちに配備体制につく。

(連絡室及び地区連絡室の解散)

第17条 室長（地区にあつては地区室長）は、次の各号のいずれかに該当する場合に連絡室（地区にあつては地区連絡室）の解散を行う。

- (1) 警報等が解除され、準備体制を継続する必要がないと認めるとき
- (2) 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき（地区にあつては、地区災害警戒本部又は地区災害対策本部が設置されたとき）
- (3) 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき
- 2 地区室長は、地区連絡室を解散するとき、又は地区災害警戒本部に移行するときは、あらかじめ室長又は災害警戒本部長と協議する。

第3章 災害警戒本部

(警戒本部の設置)

第18条 生活環境部防災局長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する必要があると認めるときは、大分県災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を防災センターに設置する。

2 前項の規定に基づく警戒本部の設置は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 大分地方気象台が県の全域又は一部の地域に気象業務法の警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮)を発表し、かつ、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 福岡管区気象台が県内で震度5弱を観測し、発表したとき。
- (3) 福岡管区気象台が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に津波警報を発表したとき。
- (4) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」を発表したとき。
- (5) 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る噴火警報(噴火警戒レベル4)を発表したとき。
- (6) 福岡管区気象台が由布岳に係る噴火警報を発表したとき。
- (7) その他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (8) 海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (9) 近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。
- (10) 被害の拡大が予想され災害対策本部設置の可能性があるとき。
- (11) その他、特に必要と認めるとき。

(警戒本部の所掌事務)

第19条 警戒本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 市町村等の対処態勢・活動状況の把握に関すること。
- (3) 関係機関等に対する災害対策上の通報に関すること。
- (4) 関係部局の初動措置等の総合調整に関すること。
- (5) 災害に関する情報等の広報に関すること。
- (6) その他、特に必要な事項に関すること。

(警戒本部の要員)

第20条 警戒本部に、本部長、副本部長及び情報室要員を置く。

2 本部長は、生活環境部防災局長をもって充てる。

3 副本部長は、防災危機管理監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(情報室の設置)

第21条 警戒本部に、災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため、情報室を設置する。

(情報室の要員)

第22条 情報室に、室長、副室長及び室員を置く。

2 室長は、第18条第2項(1)から(6)に該当する場合は防災対策企画課長を、同条同項(7)から(10)に該当する場合は危機管理室長をもって充てる。

3 副室長は、第18条第2項(1)から(6)に該当する場合は危機管理室長、同条同項(7)から(10)に該当する場合は防災対策企画課長、防災対策企画課参事及び危機対策監をもって充て、室長に事故等あるときは、このうちいずれか1名が、その職務を代理する。

4 室員は、次の防災局要員及び防災関係課要員をもって充てる。

(1) 防災センターで災害対策事務に従事する要員

防災対策企画課・危機管理室・消防保安室・別表第1に掲げる情報収集班（防災対策企画課、危機管理室、消防保安室及び警察本部を除く。）を構成する課室12名、農地・農村整備課1名、森林保全課1名、道路建設課・道路保全課1名、河川課1名、砂防課1名、警備運用課1名、広報員4名程度（22名程度）

なお、農地・農村整備課、森林保全課、道路建設課・道路保全課、河川課、砂防課、警備運用課の要員は室長の指示により執務室で災害対策事務に従事することができる。

また、第18条第2項(8)に該当する場合は、医療政策課1名、薬務室1名、健康増進室1名、食品・生活衛生課1名、環境保全課1名を加える。

広報員は、マスコミ対応等災害に関する情報等の広報全般を担当するものとし、広報広聴課長が、災害対策本部広報・情報発信班の要員の中から広報広聴課職員を含み指名する。

(2) 本部長の指示により、必要に応じて防災センターで災害対策事務に従事する要員

行政企画課1名、政策企画課1名、福祉保健企画課1名、生活環境企画課1名、商工観光労働企画課1名、農林水産企画課1名、土木建築企画課1名、会計課1名、企業局総務課1名、病院局大分県立病院事務局総務経営課1名、教育庁教育改革・企画課1名（11名）

5 本部長は、災害の状況に応じて室員を増減員することができる。

（情報室の要員の参集）

第23条 前条第4項(1)に定める要員は、防災センターに参集する。

2 前条第4項(2)に定める要員は、各所属に参集する。ただし、本部長の指示があるときは、防災センターに参集する。

（各部局の対応）

第24条 部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行う。

2 部局長はあらかじめ、部局の体制及び要員等必要な事項について定める。

（地区警戒本部の設置）

第25条 振興局長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ確に実施する必要があると認めるときは、当該振興局に地区災害警戒本部（以下「地区警戒本部」という。）を設置する。

2 前項の規定に基づく地区警戒本部の設置は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 大分地方気象台が管内に気象業務法の警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮）を公表し、かつ、相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 福岡管区気象台が管内で震度5弱を観測し、発表したとき。

(3) 福岡管区気象台が管内に津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に係る津波警報を発表したとき。

(4) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表したとき。

(5) 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る噴火警報（噴火警戒レベル4）を発表したとき。

(6) 福岡管区気象台が由布岳に係る噴火警報を発表したとき。

(7) 管内にその他異常な自然現象等により相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。

(8) 管内に海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。

(9) 管内で被害の拡大が予想され地区災害対策本部設置の可能性があるとき。

(10) 警戒本部長が必要と認めるとき。

(11) その他、特に必要と認めるとき。

（地区警戒本部の所掌事務）

第26条 地区警戒本部は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 地区内の地方機関の所掌事務に関する災害情報の収集及び伝達に関すること。

(2) 地区内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握に関すること。

- (3) 関係地方機関の初動措置等の総合調整に関すること。
- (4) 警戒本部との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(地区警戒本部の要員)

第27条 地区警戒本部に、地区本部長、地区副本部長及び地区情報室要員を置く。

- 2 地区本部長は、振興局長をもって充てる。
- 3 地区副本部長は、振興局次長（次長を2人以上置く振興局にあっては、振興局長が指名する者）をもって充てる。

(地区情報室の設置)

第28条 地区警戒本部に、災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため、地区情報室を設置する。

(地区情報室の要員)

第29条 地区情報室に、地区情報室長、地区情報副室長及び地区情報室員置く。

- 2 地区情報室長は、振興局長をもって充てる。
- 3 地区情報副室長は、振興局次長（次長を2人以上置く振興局にあっては、振興局長が指名する者）をもって充てる。
- 4 地区情報室員は、当該地区の次の地方機関の要員をもって充てる。
振興局4名、保健所1名、土木事務所1名、教育事務所1名（土木事務所にあっては、所管する区域に第25条第2項に該当する事象が発生した場合に充てる。）（計7～10名）
- 5 地区本部長は、災害の状況に応じて要員を増減員することができる。

(地区情報室の要員の参集)

第30条 前条第4項に定める要員は、各所属に参集する。

(地方機関の対応)

第31条 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行う。

- 2 地方機関の長はあらかじめ、地方機関の体制及び要員等必要な事項について定める。

(要員の確保)

第32条 警戒本部及び地区警戒本部の要員の確保は、次の方法により行う。

- (1) 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話により行う。
- (2) 勤務時間外は、電話等によりあらかじめ定められた防災連絡員を通じて行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、要員は、第18条第2項及び第25条第2項に該当する事象が発生しそれを知り得た場合は、動員・配備の連絡を待たず、直ちに配備体制につく。

(警戒本部及び地区警戒本部の解散)

第33条 本部長（地区にあっては地区本部長）は、次の各号に該当する場合に警戒本部（地区にあっては地区警戒本部）の解散を行う。

- (1) 警報等が解除され、警戒体制を継続する必要がないと認めるとき。
- (2) 災害対策本部又は連絡室が設置されたとき（地区警戒本部にあっては、地区災害対策本部又は地区連絡室が設置されたとき。）。
- (3) 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき。
- 2 地区本部長は、地区警戒本部を解散するとき、又は地区連絡室に移行するときは、あらかじめ本部長又は室長と協議する。

第4章 災害対策本部

(災害対策本部の設置)

第34条 知事は、次の各号のいずれかに該当するとき、災害対策本部を設置する。

- (1) 大分地方気象台が県の全域又は一部の地域に気象業務法の特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮）を発表したとき。
- (2) 大分地方気象台が県の全域又は一部の地域に気象業務法の警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮）を発表し、かつ、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 福岡管区気象台が県内で震度5強以上を観測し、発表したとき。
- (4) 福岡管区気象台が津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に大津波警報を発表したとき。
- (5) 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る噴火警報（噴火警戒レベル5）を発表したとき。
- (6) 福岡管区気象台が由布岳に係る噴火警報を発表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (7) その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (8) 海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (9) 上記(7)に掲げる事故等のうち、近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第15条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき。
- (10) 災害救助法を適用するとき。
- (11) その他、特に必要と認めるとき。

（本部会議）

第35条 大分県災害対策本部規程（昭和37年大分県災害対策本部訓令第1号。以下「本部規程」という。）第8条第2項第7号に規定するその他必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害時要援護者対策等の進捗状況
- (2) 効果的な組織編成
- (3) 災害に伴う迅速な会計処理、財政措置の基本方針
- (4) 国、関係機関、業界への要望事項
- (5) 市町村からの要望事項への対応
- (6) その他、災害対策本部長が必要と認める事項

（災害対策本部の要員）

第36条 本部規程第11条第3項及び第14条第3項に規定する要員は、別表第1のとおりとする。
2 災害対策本部長は、災害の状況に応じて増減員することができる。

（災害対策本部の要員の参集）

第37条 前条第1項に定める要員は、本部規程第2条に規定する災害対策本部設置場所に参集する。

（災害対策本部設置の通知）

第38条 情報収集班は、災害対策本部を設置した場合、その旨を防災関係機関に通知する。

（部の組織等）

第39条 本部規程第6条第2項に規定する副部長及び調整担当官は、別表第2のとおりとする。

- 2 本部規程第7条第2項に規定する要員は、別表第3のとおりとする。
- 3 本部規程第7条第5項の規定により他の班に協力する要員は、当該班の班長の命令に従う。
- 4 本部規程第16条第2項及び第17条第2項に規定する要員は、別表第4のとおりとする。
- 5 部長は、災害対策事務を迅速かつ効果的に実施できるようあらかじめ、部の体制及び要員等必要な事項について定める。なお、土木建築部には水防本部及び警察本部には災害（震災）警備本部を併設する。
- 6 部長は、災害対策本部長の指示があった場合、すみやかに地区本部や市町村の業務を支援する要員を派遣できる体制をあらかじめ確立しておく。

(地区本部の設置)

第40条 災害対策本部長は、次の各号のいずれかに該当するとき、当該振興局に地区災害対策本部(以下「地区本部」という。)を設置する。

- (1) 大分地方気象台が管内に気象業務法の特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮)を公表したとき。
- (2) 大分県気象台が管内に気象業務法の警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、高潮)を公表し、かつ、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (3) 福岡管区気象台が管内で震度5強以上を観測し、公表したとき。
- (4) 福岡管区気象台が管内に津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸に大津波警報を公表したとき。
- (5) 福岡管区気象台が九重山、鶴見岳・伽藍岳に係る噴火警報(噴火警戒レベル5)を公表したとき。
- (6) 福岡管区気象台が由布岳に係る噴火警報を公表し、かつ大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (7) その他異常な自然現象等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (8) 海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (9) 災害救助法を適用するとき。
- (10) その他、特に必要と認めるとき。

(地区本部の要員等)

第41条 本部規程第19条第3項に規定する地区副本部長は、当該地区の振興局次長、保健所長、土木事務所長、教育事務所長及び警察署長とする。

- 2 本部規程第20条第2項に規定する要員は、別表第5のとおりとする。
- 3 地区本部長は、災害の状況に応じて要員を増減員することができる。
- 4 地区本部長は、災害対策本部長の指示があった場合、すみやかに市町村の業務を支援する要員を派遣できる体制をあらかじめ確立しておく。

(地区本部の要員の参集)

第42条 前条第2項に定める要員のうち、振興局を置く市域内にある地方機関の要員(庶務班の要員に限る。)は、当該地区の振興局に参集し、その他の要員は、各所属に参集する。

(要員の確保)

第43条 災害対策本部及び地区本部の要員の確保は、次の手段により行う。

- (1) 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話により行う。
- (2) 勤務時間外は、電話等によりあらかじめ定められた防災連絡員を通じて行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、要員は、第34条及び第40条に該当する事象が発生しそれを知り得た場合は、動員・配備の連絡を待たず、直ちに配備体制につく。

(全職員の参集)

第44条 本部規程第26条の規定にかかわらず、福岡管区気象台が県内で震度6弱以上の地震を観測し公表したとき、又は県内で大津波警報を公表したとき、本庁のすべての職員は、動員・配備の連絡を待たず、直ちに登庁する。

- 2 本部規程第23条の規定にかかわらず、福岡管区気象台が管内で震度6弱以上の地震を観測し公表したとき、又は管内で大津波警報を公表したとき、管内の地方機関のすべての職員は、動員・配備の連絡を待たず、直ちに登庁する。

第5章 雑則

(補則)

第45条 この要綱に定めるもののほか、災害対策本部等に関し必要な事項は別に定める。

別表第1 (第36条関係)

班の名称	班 長	副 班 長	班 員	要 員
応急対策調整班	危機管理室危機 対策監	(兼務) 防災対策 企画課参事 防災企画班総括	法務室	1名
			総務事務センター	1名
			福祉保健企画課	1名
			生活環境企画課	2名
			自然保護推進室	1名
			県民生活・男女共同参画課	1名
			人権尊重・部落差別解消推進課	1名
			防災対策企画課 (ヘリコプター運営調整所が設置 された場合)	3名 (2名)
			危機管理室 (原子力災害対策班が設置された 場合)	2名 (1名)
			消防保安室 (注：消防応援活動調整本部等が 設置された場合)	3名 (注0名)
			農林水産企画課	1名
			土木建築企画課	1名
			警察本部	1名
			総合調整室応援要員 (防災対策 企画課長が別途要請した者)	若干名
(ヘリコプター運 用調整所)	(統括) 防災航空隊副隊 長	(副統括)(兼務) 防災対策企画課 防災企画班総括	防災対策企画課	1名
			防災航空隊	1名
情報収集班	危機管理室長	(情報作成グループ) 防災対策企画課 防災推進班総括	行政企画課	1名
			法務室	1名
			税務課	1名
		(集約・整理グループ) 危機管理室 危機管理班総括	市町村振興課	1名
			政策企画課	1名
			福祉保健企画課	1名
			保護・監査指導室	1名
			生活環境企画課	2名
			防災対策企画課	2名
			消防保安室 (石油コンビナート対策班等が設 置された場合)	6名 (2名)
			商工観光労働企画課	2名
			工業振興課	1名
			農林水産企画課	2名
			土木建築企画課	2名
			教育改革・企画課	2名
			警察本部	1名
			総合調整室応援要員 (防災対策	若干名

			企画課長が別途要請した者)	
原子力災害対策班	環境保全課長	環境保全課 大気保全班総括	健康政策・感染症対策課	1名
			食品・生活衛生課	1名
			環境保全課	1名
			危機管理室	1名
			衛生環境研究センター	1名
石油コンビナート対策班	工業振興課長	消防保安室 保安班総括	消防保安室	2名
			工業振興課	2名
			港湾課	1名
広域受援班	行政企画課長	(兼務)行政企画課 総務企画監	行政企画課	1名
			政策企画課	1名
			建設政策課	1名
			議会事務局	3名
人員調整班	人事課長	人事課人事企画監	人事課長が指名する者	随時
市町村支援班	市町村振興課長	市町村振興課 市町村振興監	市町村振興課長が指名する者	随時

※要員については、2割相当を明示している（災害時緊急支援隊を除く。）。

※要員()書きはヘリコプター運用調整所、原子力災害対策班、石油コンビナート対策班が設置された場合の要員数である。

※ヘリコプター運用調整所（大分県ヘリコプター運用調整所活動要領に規定）については、大規模災害が発生した場合に設置する。

※原子力災害対策班については、第34条第1項(9)に該当する事象が発生した場合に設置する。

※石油コンビナート対策班（大分県石油コンビナート等防災計画に規定）については、複合災害が発生した場合に設置する。

※要員の(注)書きは、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）第44条の2に規定する消防応援活動調整本部が設置された場合の要員数である。

別表第2（第39条関係）

部の名称	副部長	調整担当官
被災者救済部	企画振興部審議監 生活環境部審議監	生活環境部生活環境企画課総務企画監
支援物資部	農林水産部審議監（農政担当）	商工観光労働部商工観光労働企画課総務企画監
福祉保健医療部	福祉保健部審議監（福祉担当） 福祉保健部審議監（保健担当）	福祉保健部福祉保健企画課総務企画監
児童・生徒対策部	教育次長（総務・改革担当）	教育庁教育改革・企画課総務企画監
通信・輸送部	商工観光労働部審議監	企画振興部政策企画課総務企画監
社会基盤対策部	土木建築部審議監（技術企画担当）	土木建築部土木建築企画課総務調整監、建設政策課企画調整監又は河川課防災調整監
	企業局次長（総務課長）	
農林水産基盤対策部	農林水産部審議監（林政担当）	農林水産部農林水産企画課政策企画監
	農林水産部審議監（水産担当）	
治安対策部		警察本部警備運用課次席

別表第3（第39条関係）

班の名称	班長	副班長	班員	要員
避難所対策班	生活環境企画課長	生活環境企画課 総務班総括	県有財産経営室	1名
			市町村振興課	3名

			生活環境企画課	2名
			自然保護推進室	1名
			食品・生活衛生課	1名
			環境保全課	1名
			人権尊重・部落差別解消推進課	1名
			義務教育課	1名
			高校教育課	1名
ボランティア調整班	県民生活・男女共同参画課長	県民活動支援室長	環境政策課	3名
			県民生活・男女共同参画課	4名
廃棄物対策班	循環社会推進課長	循環社会推進課 資源化推進班総括	環境保全課	1名
			循環社会推進課	2名
外国人救援班	国際政策課長	観光誘致促進室長	国際政策課	3名
			観光誘致促進室	2名
			産業人材政策課	1名
(災害時多言語情報センター)	(センター長) 国際政策課長	(副センター長) 国際政策課 国際政策班総括	国際政策課	4名
支援物資班	商工観光労働企画課長	商工観光労働企画課 総務班総括	統計調査課	4名
			芸術文化振興課	1名
			スポーツ振興室	1名
			保護・監査指導室	1名
			商工観光労働企画課	2名
			商業・サービス業振興課	2名
			経営創造・金融課	2名
			工業振興課	2名
			新産業振興室	1名
			企業立地推進課	2名
			産業人材政策課	4名
			雇用労働室	3名
			観光政策課	1名
食糧班	おおいたブランド推進課長	農林水産企画課 総務調整監	団体指導・金融課	4名
			地域農業振興課	4名
			新規就業・経営体支援課	3名
			水田畑地化・集落営農課	4名
			おおいたブランド推進課	3名
			園芸振興課	3名
			畜産振興課	3名
			畜産技術室	1名
			漁業管理課	3名
医療活動支援班	医療政策課長	医療政策課 地域医療政策監	医療政策課	4名
			薬務室	1名
			国保医療課	2名
			障害福祉課	2名
			病院局総務経営課	1名

福祉保健衛生班	福祉保健企画課長	福祉保健企画課 総務班総括	福祉保健企画課	2名
			保護・監査指導室	1名
			健康政策・感染症対策課	2名
			健康増進室	2名
			高齢者福祉課	5名
			こども未来課	1名
			こども・家庭支援課	2名
			障害福祉課	3名
			障害者社会参加推進室	2名
			食品・生活衛生課	2名
			児童・生徒対策班	教育改革・企画課長
こども未来課	1名			
学事・私学振興課	2名			
労働委員会事務局調整審査課	1名			
監査委員事務局第一課	2名			
監査委員事務局第二課	1名			
教育改革・企画課	3名			
教育財務課	3名			
福利課	1名			
学校安全・安心支援課	2名			
義務教育課	2名			
特別支援教育課	1名			
高校教育課	3名			
社会教育課	3名			
人権教育・部落差別解消推進課	1名			
文化課	2名			
体育保健課	4名			
通信班	D X推進課長	電子自治体推進課長	県政情報課	1名
			電子自治体推進課	3名
			D X推進課	1名
			先端技術挑戦課	2名
			用度管財課	2名
輸送・調整班	政策企画課長	政策企画課 総務班総括	政策企画課	1名
			おおいた創生推進課	1名
			地域交通・物流対策室	1名
			用度管財課	2名
			企業局総務課	3名
公共・土木施設班	建設政策課長	建設政策課 企画調整監	土木建築企画課・公共工事入札管理室	2名
			建設政策課・工事検査室	3名
			用地対策課	1名
			道路建設課・道路保全課	8名

			河川課	8名
			港湾課	4名
			砂防課	6名
			都市・まちづくり推進課	1名
			公園・生活排水課	2名
			建築住宅課・公営住宅室	2名
			施設整備課	1名
			企業局工務課	2名
応急住宅対策班	建築住宅課長	建築住宅課 企画調査班総括	建築住宅課・公営住宅室	2名
			施設整備課	1名
			都市・まちづくり推進課	1名
農林水産基盤対策班	農林水産企画課長	農林水産企画課 企画管理班総括	農林水産企画課	1名
			工事技術管理室	1名
			農地計画課	2名
			農地・農村整備課	4名
			林務管理課	4名
			林産振興室	2名
			森林保全課	2名
			森との共生推進室	2名
			森林整備室	2名
			全国豊かな海づくり大会推進室	1名
			水産振興課	2名
			漁港漁村整備課	2名
警備班	警備運用課長	災害対策官	警備企画課	4名
			警備運用課	1名
交通班	交通規制課長	次席	交通規制課	3名

※要員については、2割相当を明示している。

※災害時多言語情報センター（大分県災害時多言語情報センター運営要領に規定）については、大規模災害が発生した場合に設置する。

別表第4（第39条関係）

班の名称	班長	副班長	班員	要員
総務班	防災対策企画課長	防災対策企画課 防災対策班総括 会計課 総務企画監	総務事務センター	1名
			政策企画課	1名
			防災対策企画課	4名
			危機管理室	4名
			会計課	3名
			審査・指導室	3名
			用度管財課	4名
			総合調整室応援要員（防災対策企画課長が別途要請した者）	若干名
災害時緊急支援隊	（指揮監督） 防災対策企画課長		知事部局（本庁に限る）、 各種委員会	160名
広報・情報発信班	広報広聴課長	広報広聴課	県政情報課	2名

	広報・報道班総括	広報広聴課	2名
		おおいた創生推進課	1名
		芸術文化振興課	2名
		統計調査課	1名
		防災対策企画課	1名
		消防保安室 (注:消防応援活動調整本部が設置された場合)	1名 (注0名)
		議会事務局	1名
		教育改革・企画課	1名

※要員については、2割相当を明示している。

※要員()書きはヘリコプター運用調整所及び石油コンビナート対策班が設置された場合の要員数である。

※ヘリコプター運用調整所(大分県ヘリコプター運用調整所活動要領に規定)については、大規模災害が発生した場合に設置する。

※石油コンビナート対策班(大分県石油コンビナート等防災計画に規定)については、複合災害が発生した場合に設置する。

※災害時緊急支援隊については、激甚な災害が発生した場合に本部長が設置する。要員の内訳については、毎年度、知事部局(本庁に限る)及び各種委員会と調整のうえ、防災対策企画課長が定めるものとする。

※要員の(注)書きは、消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)第44条の2に規定する消防応援活動調整本部が設置された場合の要員数である。

別表第5(第41条関係)

【東部地区災害対策本部】

班の名称	班 長	副 班 長	班 員	要 員
被災者救援班	振興局 地域創生部長	振興局 地域創生部 地域創生班総括	振興局地域創生部	1名
			別府県税事務所	6名
支援物資班	振興局 生産流通部長	振興局 生産流通部 営農推進班総括	振興局生産流通部	5名
			別府教育事務所	1名
保健所班	東部保健所長	東部保健所 衛生課長	東部保健所	12名
			東部保健所地域福祉室	1名
			東部保健所国東保健部	1名
通信・輸送班	振興局 農山漁村振興部長	振興局 農山漁村振興部 企画・農政班総括	振興局農山漁村振興部	4名
			振興局生総務部	1名
			振興局生産流通部	1名
社会基盤対策班 土木分会	別府土木事務所長	別府土木事務所 企画調査課長	別府土木事務所	11名
			国東土木事務所	7名
社会基盤対策班 農林水産分会	振興局 農林基盤部長	振興局 農林基盤部 企画検査班総括	振興局農林基盤部	2名
			日出水利耕地事務所	4名
庶務班	振興局次長	振興局 総務部 総務第一班総括	振興局総務部	3名
			農業研究部果樹グループ	2名
			別府教育事務所	1名

【中部地区災害対策本部】

班の名称	班 長	副 班 長	班 員	要 員
被災者救援班	振興局 地域創生部長	振興局 地域創生部 地域創生班総括	振興局地域創生部	1名
			衛生環境研究センター	6名
			大分教育事務所	2名
			埋蔵文化財センター	2名
			県立図書館	4名
			教育センター	6名
			先哲資料館	1名
支援物資班	振興局 生産流通部長	振興局 生産流通部 営農推進班総括	振興局生産流通部	5名
			大分県税事務所	4名
			産業科学技術センター	10名
			農業研究部果樹グループ カボス・中晩柑チーム	1名
			大分県家畜保健衛生所	3名
保健所班	中部保健所長	中部保健所次長	中部保健所	3名
			中部保健所由布保健部	2名
通信・輸送班	振興局農山漁村 振興部長	振興局 農山漁村振興部 企画・農政班総括	振興局農山漁村振興部	10名
			振興局総務部	1名
社会基盤対策班 土木分会	大分土木事務所長	臼杵土木事務所長	大分土木事務所	17名
			臼杵土木事務所	8名
			企業局総合管理センター	13名
社会基盤対策班 農林水産分会	振興局 農林基盤部長	振興局 農林基盤部 企画検査班総括	振興局農林基盤部	5名
庶務班	振興局次長	振興局 総務部 総務第一班総括	振興局総務部	1名
			大分県税事務所	13名

【南部地区災害対策本部】

班の名称	班 長	副 班 長	班 員	要 員
被災者救援班	振興局 地域創生部長	振興局 地域創生部 地域創生班総括	振興局地域創生部	1名
			振興局生産流通部	2名
			佐伯納税事務所	1名
			水産研究部	1名
支援物資班	振興局 生産流通部長	振興局 生産流通部 園芸班総括	振興局生産流通部	2名
			佐伯教育事務所	1名
			水産研究部	1名
保健所班	南部保健所長	南部保健所次長	南部保健所	4名
通信・輸送班	振興局 農山漁村振興部長	振興局 農山漁村振興部 企画・農政・就農 班総括	振興局農山漁村振興部	4名

社会基盤対策班 土木分会	佐伯土木事務所長	佐伯土木事務所 企画調査課長	佐伯土木事務所	12名
社会基盤対策班 農林水産分会	振興局 農林基盤部長	振興局 農林基盤部 企画検査班総括	振興局農林基盤部	3名
庶務班	振興局次長	振興局 総務部 総務第一班総括	振興局総務部	2名
			水産研究部	2名

【豊肥地区災害対策本部】

班の名称	班 長	副 班 長	班 員	要 員
被災者救援班	振興局 地域創生部長	振興局 地域創生部 地域創生班総括	振興局地域創生部	1名
			農業研究部	10名
			畜産研究部	9名
支援物資班	振興局 生産流通部長	振興局 生産流通部 営農推進班総括	振興局生産流通部	5名
			豊後大野納税事務所	1名
			食肉衛生検査所	2名
			畜産研究部豚・鶏チーム	2名
			豊後大野家畜保健衛生所	2名
保健所班	豊肥保健所長	豊肥保健所健康 安全企画課長	豊肥保健所	7名
通信・輸送班	振興局 農山村振興部長	振興局 農山村振興部 企画・農政班総括	振興局農山村振興部	5名
			振興局総務部	1名
社会基盤対策班 土木分会	豊後大野土木事 務所長	竹田土木事務所長	豊後大野土木事務所	8名
			竹田土木事務所	7名
社会基盤対策班 農林水産分会	振興局 農林基盤部長	振興局 農林基盤部 企画検査班総括	振興局農林基盤部	2名
			豊後大野水利耕地事務所	2名
			大野川上流開発事業事務所	1名
庶務班	振興局次長	振興局 総務部 総務第二班総括	振興局総務部	2名
			農林水産研究指導センター	2名
			竹田教育事務所	1名
			林業研究部きのこグループ	2名

【西部地区災害対策本部】

班の名称	班 長	副 班 長	班 員	要 員
被災者救援班	振興局 地域創生部長	振興局 地域創生部 地域創生班総括	振興局地域創生部	1名
			日田県税事務所	3名
			玖珠家畜保健衛生所	1名
支援物資班	振興局 生産流通部長	振興局 生産流通部 営農推進班総括	振興局生産流通部	5名
			日田教育事務所	1名
保健所班	西部保健所長	西部保健所次長	西部保健所	6名
			西部保健所地域福祉室	1名
通信・輸送班	振興局 農山村振興部長	振興局 農山村振興部	振興局農山村振興部	5名
			振興局総務部	1名

		企画・農政班総括	玖珠家畜保健衛生所	1名
社会基盤対策班 土木分会	日田土木事務所長	日田土木事務所 企画調査課長	日田土木事務所	8名
			玖珠土木事務所	6名
社会基盤対策班 農林水産分会	振興局 農林基盤部長	振興局 農林基盤部 企画検査班総括	振興局農林基盤部	3名
庶務班	振興局次長	振興局 総務部 総務第一班総括	振興局総務部 (通信・輸送班と兼務 1名)	2名
			振興局地域創生部 (被災者救援班と兼務)	1名
			振興局生産流通部 (支援物資班と兼務)	1名
			振興局農林基盤部 (社会基盤対策班農林水産分会 と兼務)	1名
			林業研究部	3名

【北部地区災害対策本部】

班の名称	班 長	副 班 長	班 員	要 員
被災者救援班	振興局 地域創生部長	振興局 地域創生部 地域創生班総括	振興局地域創生部	1名
			宇佐家畜保健衛生所	2名
			水産研究部北部水産グループ	2名
			中津県税事務所	4名
支援物資班	振興局 生産流通部長	振興局 生産流通部 営農推進班総括	振興局生産流通部	5名
			中津教育事務所	1名
			振興局農山漁村振興部	4名
保健所班	北部保健所長	北部保健所 衛生課長	北部保健所	8名
			北部保健所豊後高田保健部	1名
通信・輸送班	振興局 農山漁村振興部長	振興局 農山漁村振興部 企画・農政班総括	振興局農山漁村振興部	3名
社会基盤対策班 土木分会	中津土木事務所長	中津土木事務所 企画調査課長	豊後高田土木事務所	6名
			中津土木事務所	13名
			宇佐土木事務所	6名
社会基盤対策班 農林水産分会	振興局 農林基盤部長	振興局 農林基盤部 企画検査班総括	振興局農林基盤部	5名
庶務班	振興局次長	振興局 総務部 総務第一班総括	振興局総務部	2名
			農業研究部水田農業グループ	3名
			水産研究部北部水産グループ	1名
			歴史博物館	2名

※要員については、2割相当を明示している。